

産業遺産とは何か

—産業考古学研究の一つの理論的問題—

佐々木 享

要約

「産業遺産」の中に伝統的な産業の遺産を含める考えが散見する。そこでは「産業遺産」概念が無限定に拡張されているくらいがあるように思われる。わたくしは、産業考古学研究の対象としての「産業遺産」は、産業革命の契機となりまたその結果顕著な成果をもたらした産業上の遺跡・遺物、並びに産業革命以後に産業に近代化をもたらした機械・装置・建造物等とそれらの遺跡・遺物に焦点をしばるべきであると考えている。

あえて近代以前からの伝統的な産業の遺産を含める場合にはその概念を「広義の産業遺産」などと呼んで、概念を拡張していることを断るべきであろう。

反省と問題意識の発端

(1) 目配りの広い内田星美氏の「産業遺産データベース設計の基本的な問題」によると、産業遺跡、遺物、史跡など類似の用語がある中で、「産業遺産」と限定してその意義を探求した労作は意外に少ないらしい*。この論文の中で同氏は、産業遺産調査の対象に関してかなり詳しく論じているが、その時代の限定については、「産業遺産の時代的な範囲、すなわちどの時代にできたものまでを遺産と認めるか」ということははっきりしなければならない。云々と書いているに過ぎない。この書き方は、あたかも産業遺産の年代的な起源については議論の余地がないかのようである。実際にはやや複雑な論点を含んでいると思われる

ので、以下ではそれをわたくしの経験や知見にそくして検討してみる。

*産業遺産データベース研究会『産業遺産データベースシステムの研究——中間報告』1995年1月。

(2) 1994～95年度にわたくしは岐阜県教委の「近代化遺産(建造物等)の総合調査」に主任調査委員として参画する機会があった。わたくしを推挽したのは、古くからの技教研の会員高橋伊佐夫氏であった。「近代化遺産」の考え方は、「(建造物等)」という制約をのぞけば、わたくしの「産業遺産」理解とほぼ合致していた。この調査報告書では、総説に設けられた一節を「岐阜県の産業遺産」として横山悦生氏が執筆している。同氏が「産業遺産」の定義としてわたくしのことばを援用していたこともあり、「産業遺産」とは何かという問題を特に考える機会はなかった。わたくし自身も先行した他県の報告書同様に文化庁が設定した「(建造物等)」という枠組みにしばられており、機械、装置など単体であることが多い「産業遺産」を各論の項目に採用できなかったのは残念だった。

(3) その後2002～2004年度には、わたくしは「愛知県の近代化遺産(建造物等)の総合調査」にも参画した。この調査では、愛知県がものづくりを誇っていることを意識しているためか、県下に中部産業遺産研究会があり研究が進んでいることが知られていたからか、事務局原案では最初から「産業遺産」の分野を独立させてその関連項目を採録する方針であった如くで、わたくしはその「産業遺産」担当の調査委員として参画した*。

*調査員には、天野武弘、石田正治、中住健二郎、大橋公雄、山本貴志夫ら技教研会員諸兄が名を連ねていた。この人たちは、1976年つまり産業考古学会創立の前年に発足した技教研全国大会の地域の技術史（近年、技術史と教育と改称した）分科会の常連で、日本の産業考古学界ではおそらく異例に長いキャリアをもっている。高橋伊佐夫氏もそうだが、産業考古学会にはこの他にも技教研会員が多い。

しかし、この調査の場合も「産業遺産」を積極的に採用することは難渋した。詳細は省くが、この調査報告書では①「豊川水系の発電所群」などのように複数の施設を一括する項目を作る、②「産業技術記念館と機械」などのように建物や土木構造物を主題とする大項目の中で機械などの単体の説明を加える、③大項目の中に含まれる小項目になっている機械、装置等をも読みとる便宜をはかるために巻末の索引を詳細に作る、などの工夫がこらされた。①②については、天野武弘氏の発案によるところが大きかった。

わたくしは「産業遺産」関係の項目採択について積極的に関与したし、また総説中の「愛知の産業遺産」という節を執筆したので、取り立てて「産業遺産」概念を考える機会はなかった。換言すれば、伝統産業における遺産を積極的に採録することはなかった。

(4)『愛知県史』の近刊の1冊「別編 文化財1 建造物・史跡」の中に「産業遺産」の項目を採録する予定であることはかねて承知していた*が、ごく最近になり、わたくしもその編集の責任の一端を担うこととなった。『県史』で「産業遺産」の項目を立てる前例はなく、最初の取り組みだということで、わたくしとしては、採録する基準としての「産業遺産」概念を改めて突き詰めて考える機会となった。論点の一つは、「産業遺産」概念における伝統的産業の遺産の位置付けを解明する必要があるという問題であった。そこでここでは、この点に関するわたくしの理解を示し、日本の「産業遺産」研究、「産業考古学」研究の理論

的な問題の一つとして、一石を投ずることとした。

*執筆者には、天野武弘、石田正治、中住健二郎などの諸兄が名を連ねている。

「産業遺産」理解混乱の実態と反省

「産業遺産」の中に伝統的な産業の遺産を含める（わたくしに言わせれば）混乱した理解——不徹底さ・曖昧さは、たとえば、産業考古学会・内田星美・金子六郎・大槻貞一編『日本の産業遺産300選』全3冊（1993～1994年、同文館）が「伝統的民俗技術による産業遺産」を項目採択の原則の一つとし、その趣旨に沿って多数の項目を採択していることにも現れている。その中には、伝統的な物産であることを厳密に証明しなければ指定されない「伝統的工芸品」さえ含まれている*。

*「伝統的工芸品」とは、昭和49年5月25日制定の「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」により通商産業大臣（現経済産業大臣）が指定したモノを指し、指定要件が厳しいので極めて限定される。その指定要件は、①主して日常生活の用に供されるものであること。②その製造過程の主要部分が手工業的であること。③伝統的技術または技法によって製造されるものであること。④伝統的に使用されて来た原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。⑤一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。とされている。申請者はこれらの要件を満たすことを証明しなくてはならないから、「伝統工芸品」ということはできても「伝統的工芸品」になっていないモノは多い。この「伝統工芸品」は一般的な名辞である。

産業考古学会の紹介冊子『産業考古学——沿革と概要』（2004年4月、改訂4版）掲載の「推薦産業遺産」一覧には、わたくしのいう狭義の「産業遺産」が並んでおり、伝統産業の物件と思われる項目は多分一つしかない。

ところが、その「表彰功労者」一覧の全リスト62人の中には伝統産業の遺産の調査・保存に貢献した人が1割前後含まれている。中途半端といわざるを得ない。

中部産業遺産研究会の前身である愛知の産業遺産・遺物調査保存研究会編『あいちの産業遺産を歩く』（1988年、中日新聞社）に寄せた「序」でわたくしは、「産業遺産とは、ひとくちに言えば、近・現代産業の形成と発展に貢献してきた機械、工具、土木構造物、建築などのうち、今日にのこされているものをさす。」と書いた。ところがこの書物には、僅かではあるが伝統産業の遺産というべき項目も採録されていた。この本の基礎となった新聞連載の際に、産業遺産の意義をあまり議論しなかったことの反映であった。

また例えば中部産業遺産研究会編『ものづくり再発見——中部の産業遺産探訪』（2000年、アグネ技術センター）をみると、採録項目の大部分は近代産業とその産物で、「序章」の説明も以下に述べるわたくしの産業遺産理解、近代産業理解に概ね合致している。それにもかかわらず、採録項目にはごく僅かであるが、醸造業のような在来産業や在来の鑄造法による絵馬などが含まれている。「産業遺産とは、人類の歴史の重要な部分を実証する資料であり、文化財である。」というこの書物の巻頭言の書き出しも、幅が広すぎて誤解を生じやすい。このことばの続きをよく読めば、近代産業の遺産を指しているらしいことは理解されるが、それと明言していなかったところに、曖昧さが胚胎したのではなかったか。拙稿の書評（『技術教育研究』第56号、2000年7月）では積極面を評価するのみで、上述の論点に言及しなかったことを反省している。

「産業遺産」理解混乱の背景についての考察

(1) 字義どおり、あるいは字義にこだわった解釈

前述の冊子『産業考古学——沿革と概要』は、「推薦産業遺産と功労者表彰」の一文を「産業遺産（産業技術の歴史を実証する重要な遺跡・遺構・遺物）は、人間の多面的な活動の歴史を構成する重要な資料の一つで、世界各国においてその調査・研究と保存活動が進められています。」と書き始めている。これは、「産業遺産」を丁寧^①に解説しているかに見えるが、実質的には「産業」と「遺産」の文字にこだわった、いわば字義通りの解釈に過ぎないように思われる。しかもまずいことに、それを「世界各国」における流れの如くに描いている。後述のように、「世界各国」の産業遺産研究あるいは産業考古学研究はこのような超歴史的なものではない、とわたくしは解している。しかしこの種の超歴史的な解釈は意外に多いのではないか。

(2) 研究（者）の実態に即した解釈

こういうことになった原因の一つは、産業考古学会が1977年の創立以来日なお浅いから、つまり、元来から産業考古学の訓練を経た人々などいるはずもなかったから、この学会の趣旨に賛同して参加する産業考古学あるいは産業遺産の研究者には元来民俗学研究者である人が少なくないし、学会としてはそれらの人たちの意向と努力を無視出来なかった、などの事情もあったとわたくしは推察する。

(3) 産業革命概念の拡張解釈

産業遺産というときの「産業」を超歴史的に解釈する考えの背景には、わたくしが「産業遺産」を考察する際に重視する「産業革命」概念を幅広くとらえようとする考えがあるかも知れないので、この点に言及する。

元来わたくしたちが依拠している「産業革命」の概念は、18世紀のイギリスに始まった諸技術の変革、工場制大工業の成立と発展、その結果としての資本主義の成立という一連の過程に主たる特徴をとらえる(A)トインビー

に始まり、K. マルクス、F. エンゲルスにより集大成されたいわゆる「古典的産業革命」論の系譜の上に成り立っている。今日の多くの歴史書、日本で高校までに教えられる歴史は、おおむねこの見解に立脚している。

このいわゆる「古典的産業革命」論については、何種類かの異論がある(矢口孝次郎『産業革命研究序説』1968年、ミネルヴァ書房)。そこにはイギリスには古典的産業革命以前から石炭産業はあったなど「産業」はもっと古くから発達していたとか、人類史をたどると革命的な変革は18世紀以前にもあった(第〇次産業革命論)とか、産業革命の結果として資本主義が成立したことを軽視ないし無視するなどの見解もふくまれる*。

*異論の中には、K. マルクス、F. エンゲルスにより集大成されたという点に対するイデオロギー的な反発もふくまれる。

結論に代えて

産業考古学的な研究がイギリス産業革命の所産の研究から始まったこと、かつそこに焦点をしぼる形で研究が進められてきたことは、産業遺産研究の対象も時期としては産業革命以後にしぼるべきだとの考え方を示唆している、とわたくしは理解する。

しかし「産業遺産」を改めて定義するとすると、学者の数だけあるということになろうし、また学会たとえば日本の産業考古学会が定義するなどということも決して好ましくはない、などの問題もある。そこでここでは、とりあえず、国際産業遺産保存委員会(TICCIH)が2003年7月に採択したニジニータギル憲章(TICCIH産業遺産憲章)には、

「産業考古学が主に関心を寄せる歴史的時代は、18世紀後半の産業革命の発祥時期から現在にまで及び、また産業化以前及び産業化初期の起源も研究する。さらに、技術史に含まれる作業及び作業技術の研究にも及ぶ。」

という重要な文章が含まれていることに注目したい*。これは、わたくしの見解に概ね合致している。しかし4頁にも及ぶ憲章全文の中では見過ごされるおそれがある。複雑な内容を簡潔に表現しようとした苦心の跡が見える文章なので、注意深く検討して欲しいものである。なお、産業化 industrialization とは近年欧米ことにアメリカの経済学者が多用する概念で、わたくしはそれを、技術的変革を主たる内容とする産業の近代化と解している。

*『産業考古学』No.110、2003年12月、15頁。

わたくしは日本の経済史学界の主要な流れに沿って、また、前述のTICCIH産業遺産憲章にもあるような理解にそって、「産業遺産」というときの「産業」の意味を「古典的産業革命」論に立脚して解すべきだと考える。したがって、無限定にそれより以前の時期に遡らせる考え方をふくむ異説をとらない*。研究すべき問題が拡散して、近代化のもつ重要性を曖昧にしてしまうおそれがあるからである。

*当然ながら、産業革命以前の技術史研究が不要だというわけではない。それなしには、産業革命の革命的意義を解明することはできない。

あえて伝統的な産業の遺産を含める場合にはその概念を「広義の産業遺産」などと呼んで、概念を拡張していることを断るべきである。(技術教育研究会常任委員)